



守口市

<市広報 令和6年5月号>

消費生活センターくらしナビ

## 無人スポーツジムの契約トラブル

24時間いつでも気軽に利用できて、比較的安価で、店舗にスタッフが常に配置されていない無人スポーツジムがあります。

入会金手続きなどをオンラインで簡単に済ませることができますが、契約内容をよく確認しないとトラブルになる場合があります。

### 【事例1】

スマホで無人スポーツジムの契約をした。病気で通えなくなったので、スマホで退会手続きをしようとしたがうまくできず、電話も全くつながらない。スタッフが店舗にいないので連絡の取りようがなく困っている。

### 【事例2】

キャンペーン期間中、入会金と事務手数料は無料とあったのでスポーツジムに入会した。利用開始前に無人だと分かり自分にあわないので退会した。だが、ジムの名前で会費が引き落としされていた。一度も利用していないのに納得できない。

### 【アドバイス】

- ▼何か分からないことがあっても店にスタッフがいないため、対面で尋ねることができません。スマホの操作に慣れていない人は問い合わせや退会などの手続きに苦慮する場合があります。オンラインで全ての手続きを行う必要があることを理解して入会しましょう。
- ▼契約する前に契約内容、規約（退会・休会の手続き方法、連絡先、精算方法、プランの期間、自動更新の有無など）をしっかりと確認しましょう。
- ▼解約については、規約によっては利用開始前の解約や契約直後の解約でも会費が発生する場合があります、無条件で解約できるとは限りません。また、解約の申出期間が決まっていて、その期間を経過すると料金を請求される場合もあります。契約前に解約の手続きや解約をしたらどうなるのかよく確認しましょう。
- ▼困ったことがあったときに、すぐに運営会社と連絡が取れるのか、どのような連絡手段があるのかを契約前によく確認しておきましょう。

相談専用電話 06-6998-3600

守口市消費生活センター（守口市役所内）

相談時間 午前9時00分～午後4時30分

土・日曜・祝日の相談窓口は、

消費者ホットライン 188（局番なし）